

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年1月26日（金） 9：24～9：39

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
河野太郎 国務大臣（外務大臣）
林芳正 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）
齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
中川雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
吉野正芳 国務大臣（復興大臣）
小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
鈴木俊一 国務大臣
陪席者：西村康稔 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官
欠席者：野上浩太郎 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 国会提出案件 2件
- 政令 12件
- 人事 5件
- 報告 1件
- 配布 3件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。まず、「行政組織の新設改廃状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、国家行政組織法に基づき、昨年11月から本年1月までの間の行政組織の新設改廃状況を取りまとめ、国会に報告するものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、昨年9月末までに年金記録の訂正の答申を行った事案等について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令12件について、御決定をお願いいたします。まず、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特措法施行令の一部を改正する政令」は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するものとして政令で定める公共の用に供する施設を道路、公園、緑地等と定めるものであります。

次に、「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」は、有料宿舎の基準使用料の額を引き上げるものであります。

次に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令」は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に納める手数料の額を引き上げるものであります。

次に、「旅館業法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年6月15日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」及び「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、国民健康保険及び後期高齢者の保険料の賦課限度額等を見直すものであります。

次に、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成30年度及び平成31年度における後期高齢者負担率を100分の11.18と定めるものであります。

次に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年6月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、特別国際種事業の登録に係る特別特定器官等を象牙等とするなど、関連政令について所要の整備を行うものであります。

次に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年4月1日と、産業廃棄物に関する情報の電子登録に関する規定の施行期日を平成32年4月1日とそれぞれ定めるものであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関し必要な事項を定める等、所要の規定の整備

を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、河野外務大臣が明日から29日まで日中外相会談等のため、松山内閣府特命担当大臣が明日から28日までクールジャパン発信イベント出席等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、在ハガッニャ日本国総領事館総領事浦林紳二外3名を特命全権大使に任命し、ペルー国駐劄大使株丹達也を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、スーダン国等に駐劄を命じようとするものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、退官するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、稲葉由郎外788名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「中長期の経済財政に関する試算」があります。本件につきましては、後程、経済財政政策担当大臣から御発言があります。

次に、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「桜を見る会」開催要領があります。本年の内閣総理大臣主催による「桜を見る会」を、4月21日、新宿御苑において開催することとし、その準備を進めておりますことを、御報告いたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「平成30年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」について、御報告があります。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。なお、本件は、予算委員会における平成30年度予算の提案理由説明の際に、資料として提出する予定であり、それまでの間、不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、茂木大臣。

○茂木国務大臣：「中長期の経済財政に関する試算」をお手元に配布しております。

今回の試算は、本年夏までに取りまとめる財政健全化の道筋を議論するための土台となるものです。

試算の作成にあたっては、過去の実績や足下の経済状況を反映し、経済・物価の改善ペースや生産性上昇率などの経済前提をより現実的なものに見直しました。

その結果、安倍政権が目指す成長が実現する「成長実現ケース」において、実質GDP成長率は、昨年7月の試算よりもゆるやかな上昇となり、2020年度に1.5%程度、2020年代前半から2%程度になると見込まれます。

プライマリーバランスについては、消費税増収分の使い道の見直しや経済前提の変更による歳入の伸びの鈍化などにより、歳出削減を織り込まない姿としては、昨年7月の試算よりも2年遅れて2027年度に黒字化する試算となっております。

今後、これまでの改革の取組を経済財政諮問会議において十分に精査し、本年夏の「骨太方針」において、プライマリーバランス黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画をお示しします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○野田国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。

12月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ1.0%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.9%の上昇と、12か月連続の上昇となりました。生鮮食品とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ0.3%の上昇と、6か月連続の上昇となりました。電気代やガソリンなどの「エネルギー」が上昇となりました。また、「生鮮食品を除く食料」など多くの品目も上昇となりました。なお、平成29年平均の全国の指数は、前年に比べ0.5%の上昇と、2年ぶりの上昇となりました。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：国会における審議の用に供するため、「平成30年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」を国会に提出いたします。

本資料は、経済成長率等に一定の前提を置いております。また、平成30年度予算における制度が継続した場合に、平成33年度までの歳出・歳入がどのような姿になるかにつきまして、機械的に試算したものであります。その際、社会保障・税一体改革及び新しい経済政策パッケージの実施に伴う歳出・歳入への影響も反映しております。

今回の試算からは、財政の見通しは引き続き極めて厳しい状況にあり、財政健全化目標の実現に向け、歳出・歳入両面からの改革に毎年度継続して取り組んでいくことが必要であることが示されております。

なお、本資料は、予算委員会における平成30年度予算の提案理由説明時に提出することをもって公表と致したいと考えております。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○林国務大臣：国立大学法人新潟大学の学長高橋姿は、1月31日付けで任期満了となりますが、2月1日付けで再任いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：河野大臣及び松山大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定し、林大臣に少子化対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
1月26日〕（金）

◎国会提出案件

- 資料あり ☆行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）
（内閣官房）
- 〃 ○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）
（厚生労働省）

◎政令

- 資料あり ○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府）
- 〃 ○国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（決定）
（財務省）
- 〃 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働省）
- 〃 ○旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（同上）
- 〃 ○旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（環境・経済産業省）

資料あり
資あり ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）

（環境・財務・経済産業省）

〃 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）

（環境省）

〃 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）

（同上）

◎人 事

資料なし
資なし ☆外務大臣河野太郎外1名の海外出張について（了解）

資料あり
資あり ○浦林紳二外3名を特命全権大使に任命することについて（決定）

〃 ○特命全権大使株丹達也を願に依り免ずることについて（決定）

資料なし
資なし ☆判事補足羽麦子外2名を願に依り免ずることについて（決定）

資料あり
資あり ☆元空将稲葉由郎外788名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆中長期の経済財政に関する試算（内閣府本府）

☆消費者物価指数（総務省）

☆「桜を見る会」開催要領

（内閣官房・内閣府本府）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件名外案件

〔平成30年〕
〔1月26日〕 (金)

◎報告

資料あり ☆平成30年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算について (財務省)

[○署名あり ☆署名なし]